

会 議 録

会議の名称	令和 7 年度（2025 年度）第 1 回 豊中市いじめ防止等対策審議会		
開催日時	令和 7 年（2025 年）7 月 18 日（金）18 時 30 分～20 時 00 分		
開催場所	豊中市立青少年交流文化館いぶき 多目的ホール	公開の可否	可・不可・ 一部不可
事務局	教育委員会事務局 児童生徒課	傍聴者数	0 人
公開しなかつた理由	（公開を一部不可にした理由） 議題の中に市内で生起したいじめ事案の内容等に関するものが含まれており、個人や学校が特定される可能性があったため。		
出席者	委員	小野田 正利 委員、良原 恵子 委員、渡邊 純 委員、山口 崇 委員、二見 真美 委員	
	事務局	込山児童生徒課長、杉本 課長補佐、白井 副主幹兼係長、増田 主査、福島 主査	
	その他	中尾 教育政策監、堤 理事、花山 次長、山内 次長兼こども政策課長	
議題	1. 令和 6 年度（2024 年度）豊中市の学校におけるいじめに関する現状と課題について【公開】 2. その他【非公開】		
審議等の概要 （主な発言要旨）	別紙参照		

第1回 豊中市いじめ防止等対策審議会（記録）

日 時		令和7年（2025年）7月18日（金）18時30分～20時00分
場 所		豊中市青少年交流文化館いぶき 多目的ホール
出席者	審議会委員	小野田 委員、良原 委員、渡邊 委員、山口 委員、二見 委員
	事 務 局	込山 児童生徒課長、杉本 課長補佐、白井 副主幹兼係長、増田 主査、福島 主査
	そ の 他	中尾 教育政策監、堤 理事、花山 次長、山内 次長兼こども政策課長
	傍 聴 者	0名
欠席者	審議会委員	峯本 委員

（事務局 A）

只今より令和7年度（2025年度）第1回豊中市いじめ防止等対策審議会を開催させていただきます。開会にあたりまして、審議会の成立要件についてご報告いたします。「資料1」「豊中市いじめ防止等対策審議会規則」第6条第2項の規定では、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」となっております。委員数は6名であり、本日5名のご出席でございますので、過半数を満たし、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。続きまして、本日お配りしております資料を確認させていただきます。まず「次第」になります。続きまして「資料1」「豊中市いじめ防止等対策審議会規則」、続きまして「資料2」「審議会等の会議の公開の実施に関する要領・豊中市情報公開条例」、「資料3」「豊中市いじめ防止等対策審議会会議の傍聴要領」、「資料4」「豊中市いじめ防止基本方針」、「資料5」「豊中市いじめ問題対策連絡協議会等条例」、「資料6」「豊中市いじめ防止等対策審議会委員名簿」、「資料7」「令和6年度（2024年度）豊中市の学校における「いじめ」に関する現状と課題について」、「資料8」以降につきましては会長からの提供資料となっております。

（会長）

はい、みなさんこんばんは。全国各地から、いじめが絡む保護者対応トラブルの相談をいくつも受けていまして、今日も午後には2件の相談にオンラインで乗っておりました。この間の特徴的な事柄なんです、いじめ被害者の保護者の方の相手側（子どもや保護者）に対する処罰感情が非常に厳しくなってる傾向が高まっています。それは前からそうなんです、いじめ事案が相当軽微なものでも、徹底的に「相手を謝らせたい」という行動に出ることが増えています。したがって、学校に対して強く出て「自分たちに対する加害者側の謝罪の場を設けろ」と要請する。そして「謝罪の場で相手が謝ってくれたら自分たちは許す」と言うんですが、実はその場を設定したところ、その加害者の保護者や子どもに対して母親なり父親がいきなり暴言を吐いて、加害者を追い詰めるという展開になって、謝罪の場が空中分解するというのが、私のここ2か月間の相談の中でも全国で5件発生しています。冷静に話をする場ではなくて、溜飲を下げる場が欲しいという傾向ですね。そもそも「そういう形で謝罪の場を設定すること自体はまずいから止めなさい」と私は言ってるんですが、どうしても被害者からの強い要請があると、その謝罪の場は設定せざるを得ないと学校側は悩んでいます。そうなるといつまでたっても、被害者感情は慰撫されないし、これに加えて加害者側も一気に態度を硬化させていくことになります。にっちもさっちも行かない形で事態が膠着するという特徴が一つあります。2つ目はですね、それとの兼ね合いの中で、被害者が加害者に対して示談書を示すことが増えています。示談書で「金を払え」というようなものが増加しています。その場合に、加害者の住所が分かっている限りでは直接郵送するんですが、わからない場合は学校や教育委員会をかいして相手に渡すという行為に出て、間にはさまった学校は、その示談書を渡す役割を担ってしまっているのかどうかで困惑するというところで、学校がどうしたらいいか困ってしまうというふうなことが発生しています。いじめの問題というのは尽きるところがない状態にあります。いじめ防止対策推進法が成立して12年が経ちます。本来的にはいじめを無くす方向とか、少なくする方向だったと思うんですが、これだけ増えてきているということは、私は前から思ってるんですが、そもそもいじめ法の建付けが悪いが故に、このような多様な問題が増えてきている、そう見ないといけない部分もあるんじゃないかと思っています。つまり、法律があることによって、これまで以上に問題が増えるという事態をどうみたらいいのか、そんなことを考えています。また本日もよろしくお願いいたします。じゃあ、審議会の公開、非公開について、すみませんが、お願いいたします。

（事務局 A）

審議会におけます公開、非公開につきましては、「資料 2」「審議会等の会議の公開の実施に関する要領」第 2 第 1 項に基づき、当審議会が決定するものとなっております。従いまして、公開、非公開につきましては、次の通り提案致しますので、お諮りください。同じく「資料 2」の中程になりますが、「豊中市情報公開条例」裏面になりますが、第 23 条に基づき、当審議会は、基本、公開するものとなっておりますが、第 1 号の不開示情報が含まれる事項につきましては審議、調査等を行う場合は非公開等を行うことができると規定されております。本いじめ防止等対策審議会は、個別の案件を審議する場合などは、個人が特定される恐れ、また特定された個人の周辺に関する個人が特定され二次被害が起きる恐れがあることから、豊中市情報公開条例第 7 条、審議会等の会議の公開の実施に関する要領第 2 第 2 項に基づき、非公開または一部非公開とすることができます。そして、審議会等の会議の公開の実施に関する要領第 2 第 3 項に基づき、非公開にあてるか否かの決定権限を会長に委任することができます。以上、よろしくお願いいたします。

（会長）

はい、それじゃあ、事務局からの提案についてご意見ありますか。では、なければ、今日の議題なんですけど、個人が特定される恐れがない分は「公開」、特定される恐れがあるのは「非公開」としていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（A 委員）

はい。

（会長）

では、傍聴関係も含めましてどうなってるかです。

（事務局 A）

本日は傍聴の方はいらっしゃいません。

（会長）

分かりました。それじゃあ、議題について事務局から説明をお願いいたします。

（事務局 A）

まず、平成 25 年（2013 年）に施行されました「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、本市としましては、平成 28 年（2016 年）2 月、豊中市いじめ防止基本方針を策定しております。お手元の「資料 4」をご覧ください。「豊中市いじめ防止基本方針」では、本市におけるいじめの問題等に関わる組織について設置を謳っております。本市では、「豊中市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を定め、いじめ防止対策推進法が定める地方公共団体が設置する組織として、「豊中市いじめ問題対策連絡協議会」「豊中市いじめ防止等対策審議会」「豊中市いじめ問題再調査委員会」を条例設置しております。「資料 5」「豊中市いじめ問題対策連絡協議会等条例」をご覧ください。「豊中市いじめ問題対策連絡協議会等条例」第 2 条第 1 項の規定に基づき、「豊中市いじめ防止等対策審議会」は教育委員会の附属機関として位置づけられ、設置されております。条例第 2 条第 2 項において、この審議会における調査審議事項が規定されております。第 1 号では、市のいじめの防止等の対策が、効果的な実効力のあるものになっているのか、市の基本方針の見直しの必要性はないのかなど、教育委員会の諮問に応じ、専門的な見地から調査審議を行うことが規定されております。また、第 2 号において、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態が生じた場合に、調査部会を置き調査することが規定されております。調査部会における調査の結果を市長に報告し、市長が再調査が必要であると判断した場合は、市長の附属機関として「豊中市いじめ問題再調査委員会」を設置し、「豊中市いじめ問題再調査委員会」が再調査を行います。この組織は、市長部局が担います。以上で、説明を終わります。

（会長）

事務局の方で、ちょっとこれはこの場で、言っておきたいということ、いじめ防止対策審議会に係ることで、なにかありましたら、どうぞご発言してください。ここ 3 カ月くらいの状況も含めて何かありましたらお願いいたします。

（事務局 B）

はい、いじめに関しましては、後程「資料 7」でご説明させてもらうんですけど、認知件数がやっぱり増加してきています。今、児童生徒課生徒指導係としては、この認知件数が上がることは重大事態を防ぐ一番のことかなと。早い段階で対応するということが肝心かなということで、学校にも積極的認知ということで働きかけ

ているんですけども、なんせ件数が本当に増えているので、細かく見る時間が本当に取られる。そしたら件数が上がって早く対応してもらって重大事態を防ぐという観点から増えていくには喜ばしいんですが、チェックする作業が疎かになってしまう恐れがあって、そしたら逆に見落とすというところの、危機感はすごくあります。やはり、件数少ない場合は「これ危ないんじゃないか」とかいう発見がすごく精度がある程度いけると思うんですけど、件数が多くなると本当にその、一つ一つの精度というのが同じように時間を掛けてると、もう、マンパワーが足りないというふうな状況がありますので、そこにちょっと危機感は感じています。あともう一つ言えば、やはり懲罰感情と言いますか、教育の場合なので、被害に遭われた方の懲罰感情の強さ、やっぱり被害を受けた側の心情と、加害行為をしてしまった側の心情の差、その差のギャップがものすごく大きくなってきてまして、学校がその間に入るではないんですけど、対応する中で、そのギャップに困惑すると言いますか、やはり教育現場だから子ども両方の教育という目的を達成していきたいんですけども、その差によってかなりしんどい状況が生まれているのかなと再認識した3か月でした。

（会長）

はい、ありがとうございます。後の議題の中でのご意見もいろいろあるかと思しますので、議事を進めていきたいと思えます。最初はこの「次第」1、「令和6年度（2024年度）豊中市の学校における「いじめ」に関する現状と課題について」ということで進めていくことでよろしいでしょうか。

（事務局A）

お願いいたします。

（会長）

はい、説明をお願いいたします。

（事務局A）

それでは「資料7」をご覧ください。今ご紹介ありましたように、「令和6年度（2024年度）の豊中市の学校における「いじめ」に関する現状と課題について」というものになっています。まず一番上にあります表につきましては、昨年度のいじめの状況になります。認知件数からですね、解消しているものも含めまして、右側には、いじめの発見のきっかけという形で、件数とパーセンテージを掲載させていただいております。すみません、一部修正がございます。いじめの現在の状況、解消しているものの小学校につきまして、1,616件とあるんですが、正しくは1,617件、パーセンテージは93.5ではなく93.6になります。申し訳ございません、訂正をお願いいたします。先に訂正の方をさせていただきます。裏面見ていただきまして、同じ話になるんですけども、裏面の上の右側のグラフ、真ん中のグラフですね。これ小学校解消しているものになりますが、三角が市になりますが、93.5が一番右側にあると思いますが、93.6に訂正をお願いしたいと思えます。申し訳ございません。表面に戻っていただきまして説明を続けさせていただきます。続きましてその下になりますが、そのグラフのその表の下になりますが、学年別のいじめの認知件数が載っております。なお、左側につきましてはいじめの形態別、件数及び割合を小学校、中学校と円グラフにさせていただいております。これにつきましては複数回答可になっておりますので、上の全体的な認知件数とは一致しておりませんのでご了承ください。それでは「現状」のところに参加します。本市いじめの認知件数につきましては、小学校が1,728件、これが昨年度より569件増加しております。千人当たりの認知件数は78.3件であります。中学校につきましては、認知件数は579件、昨年度より199件プラスになっております。生徒千人当たりの認知件数は58.4件になります。市全体のいじめ認知件数は2,307件、昨年度より768件増加しております。ここは認知件数が上がってるとかというふうに考えられます。千人当たりの認知件数は72.1件になります。本市の小学校におけますいじめの認知件数の千人率R6につきましては、R5の府とR5の国と比較しますとまだ低く、中学校におけるいじめの認知件数は府と国、R5ですけれども比較すると高くなっているという結果が得られております。続きまして、学年別の結果になります。こちらにつきましては、真ん中の棒グラフをご覧ください。小学校、中学校ともに全学年におきまして認知件数が昨年度よりも増加しております。特に小学校1年生、2年生、4年生、6年生、中学校2年生の上がり方が顕著というふうに考えられます。これは、いじめ防止対策推進法に基づきました積極的認知の浸透の表れかというふうに考えられます。中学校につきましては、学年を重ねるごとに認知件数が減少傾向にあります。また左側円グラフをご覧ください。本市のいじめの態様につきましては、「①冷やかしの等々を言われる」、こちらが小学校では4.3割、中学校では4.3割を占めております。また「⑧パソコン等で誹謗中傷等をされる」につきましては、小学校よりも中学校の方が増加しているという傾向になります。裏面をご覧ください。裏面の上から説明をさせていただきます。左側がいじめの認知件数の推移になります。四角が小学校、三角が中学校、丸が合計になります。右側はこのいじめの現在の解消しているものの割合をパーセンテージで表したのになります。左が小学校、右が中学校になります。また、その下、棒グラフになりますが、「いじめの発見のきっかけの割合」を示しております。上が小学校、下が中学校となっております。これに伴いまして現状を説明させていただきます。まず、本市におけますいじめの解消率についてになります。グ

ラフは上の右側の分になります。こちらにつきましては、いじめの解消率は、小学校で 93.6 パーセント、この訂正をお願いいたします。1,617 件になります。中学校で 86.7 パーセント、502 件という形になっております。本市の「いじめの発見のきっかけ」につきましては、小学校につきましては「本人保護者からの訴え」が最も多い。次に「本人からの訴え」、「学級担任の発見」の順番に多い。府や国と比較すると「本人保護者からの訴え」の割合の高さが顕著なままであります。中学校におきましては、「本人の訴え」が最も多く、次に「本人保護者からの訴え」、「学級担任が発見」が多いとなっております。府や国と比較しますと「学級担任が発見」の割合が高い傾向にあります。また一番左側につきましては、「学校の取り組みアンケート調査など」の割合についてですけれども、小中学校ともに府や国と比較すると極端に低く経年で継続したままの形になっております。こちらにつきましては、小中学校におきましてパーセンテージの数値が低く見えますが、実件数で見ますと、小学校が令和 5 年が 12 件から令和 6 年 68 件にアンケートの結果が数値で出ております。中学校におきますと、令和 5 が 6 件、令和 6 が 11 となっておりますので、やはりアンケートで回答する方が、訴えやすいというふうに考える子どもがいるというふうにも考えられます。また、forms や、オンラインを使いまして家や学校、こちらで回答することができますので。また、回答する時間にも縛られず、回答しやすいというところで上がってきているというふうにも捉えられると分析しております。アンケートにおけるパーセンテージが低いからと言いましても、その他の項目におきましては、高いものもありますので、子どもたちの訴えはキャッチできているため、アンケートのパーセンテージが低いということは課題というふうには捉えてはおりませんので、お伝えさせていただきます。また前後いたしますが、いじめの解消についても、お話しさせていただきます。右上の「解消しているものの割合」をもう一度ご覧下さい。こちらにつきましては中学校がガンと低くなっているように映っていると思います。こちらにつきましては、過去 6 年間の中で最も低い値を示しております。ただこちらにつきましては、認知件数は上がっているという背景はあります。「なぜ解消されていないのか」という理由につきましては、調査をしている段階ではあるんですけれども、理由としまして最も高いものとしましては、いじめの行為は止んでいるけれども被害生徒の本人の不安が解消されていないというところが多く結果かなというふうに考えております。また、小学校につきましては、こちらは昨年度より、認知件数がプラス 569 件となっているにも関わらず、解消率も過去最大値の 93.6 パーセントというふうになっております。ですので、小学校におきましては、認知する大切さだけではなく解消する、解消に向けての取り組みも一貫して大切なんだといういじめ対応を進める上での浸透ができつつあるのかなというふうにも考えております。続きまして、「課題への取り組み」についても説明させていただきます。最後一番下の右側の表につきましては、市と府と国のいじめの認知件数、府と国につきましては千人率の表示になっております。ただ R6 につきましては、まだ出ておりませんので、市だけの表示というふうになっております。比較として見ていただければなというふうに考えております。まず、小学校におけますいじめの認知件数についてですけれども、こちらにつきましては、引き続きですね、やはり認知件数の低い小学校につきましては、いじめに関する校内研修の実施。小中学校につきましては、いじめ防止等、学校いじめ防止基本方針の職員への周知徹底。また前回ご指導いただきました、他市の事例ですね。東京都のお話しもいただいてたかなと思います。こういったものを参考にさせていただきながら周知していくというようなところを進めていきます。2 番目としましては、解消に向けての丁寧な対応の促進とありますが、小学校につきましては、そのような効果が出ているのかなと感じられますが、中学校におきましても、同じようにやはり解消率は低い結果が出ておりますので進めていくというところを伝えていきたいと思っております。また、前回審議会にてご助言いただいた内容からですね、ご報告させていただきますと、校内研修の工夫としましては、「事例検討」、「ワークショップ」やはりこれの実施を行っております。また、前回「教員用いじめ対応セルフチェックシート」の説明をさせていただいたかなと思いますけれども、こちらにつきましては、研修に行った後、対象となる教職員に対しまして継続して実施していくという形をしております。また、学校いじめ防止基本方針の更新につきましては、4 月 1 日付けの校長会議で周知済みでございます。また 5 月にも校長生徒指導連絡会がありまして、そちらでも周知をさせていただいてる次第でございます。

はい、説明につきましては以上になります。

（会長）

はい、ありがとうございました。それではこの報告について、議論していきたいと思えます。誰もが関心持っている部分では、これだけ一気に昨年度、令和 6 年で認知件数が上がったということですね。もともと豊中では、このいじめ認知件数自体が、大阪府と比較しても、また全国平均から見ても、相当少なかった訳で、これだけ上がってきたことを、どう理解していいかということです。もちろん認知件数が上昇カーブを描いていること自体は、全国的な傾向でもあります。改めてお聞きしたいんですが、児童生徒課としてはこの認知件数の上昇というのは、これまで取り組んでこられた研修の成果だとか、校長会等での説明というのものもあった訳ですが、各学校ごとで先生たちの認識が上がって、積極的にこの数を上げていこうというのが出てきたとも言えるわけですね。つまり、ここ 4、5 年ずっと努力を重ねてきた成果であるかどうかについて、事務局の意見をお聞きしたいんですけど。

(事務局 A)

先程もご説明させていただきましたとおりですね、やはり周知ももちろん継続をさせていただいておりますし、周知の仕方につきましても、やはり強調して、やはり大事な施策なんだというところで伝えてはいるものの、やはり、自分事として考えていただけているのかなというような実感が一つあるのかなと思います。また、前回も異動の話しをさせていただいたかと思いますが、今、昨年度まで、いじめの対応の仕方とか、そういうところで、大切にされておられた先生方が異動されてもその異動先でもそれを広めてくださっているのかなと。そういうようなところも一つ考えられます。

(会長)

はい、分かりました、ありがとうございます。それ以外の部分も含めまして、ご意見をお願いします。A 委員からいかがですか。

(A 委員)

いじめの認知件数が上がること自体はすごく僕も積極的にというか、それ自体は別に問題ではないと思っていて、ただやっぱり、そうなってくると解消をですね、どう捉えるかっていうところがすごく大事になってくるかなと思ってます。豊中の場合も解消の件数、割合も比較的高い割合で推移はしてるんですけども、先程、事務局 B からの話しにもありましたとおり、学校の方でもですね、件数が上がることによって解消をきちっと捉えてくれてるのかなと。しっかりとその部分、解消ということをきちっと学校の方でも捉えるということも重視していただいてですね、3 か月の見守りであったりとか、子どもがきちっと安心して来てるのかどうかとか、そこら辺しっかりと押さえていただきたいなと改めて思った次第です、以上です。

(会長)

D 委員いかがですか。ご質問含めまして。

(D 委員)

認知件数が 768 件も増えたというのは本当にすごいことだなんていうふうに思いました。それで取り組みとして、こんな意見で事例検討とかワークショップをされているとおっしゃってたと思うんですけど、こういった様な形でやられてるとか、どんな講師が来られてるとか、どんなふうなことをやってるのかというのを率直に聞きたいなと思いましたので、教えていただければと思います。

(会長)

はい。

(事務局 A)

我々指導主事が研修に行かせていただいた学校につきましては、R6 年度は小学校が 13 校、中学校 4 校、合計 17 校になります。今年に入りまして、もう実際に実施済みが、小学校が 3 校、中学校も 3 校の計 6 校。なお且つ今後予定している所も 4 校あります。昨年度と比べますと、1 学期の時点でも数は少し多いのかなというところが一つあります。また、研修講師につきましては、5 月に大阪教育大学の教授を招聘いたしました。そこで先生方をエンパワーしていただくようなお話をまずいただきました、いじめ対応におきまして。6 月につきましては、関西外国語大学の教授を招聘いたしまして、生徒指導提要に基づく何を気をつけなければいけないのかというところを、教員向けに実施しておりまして、当係ではないんですけども、教育センターの方が管理職向けにも関西外国語大学の教授を招聘しまして実施したというところもあります。今年はかなり充実したような形で研修打っているのも一つあるのかなというふうには考えております。

(会長)

D 委員、それでいいですか。

(D 委員)

はい、ありがとうございます。

(会長)

はい、C 委員お願いします。

(C 委員)

はい、今年入って積極的にそういう件数が上がっていることそのものは皆さんおっしゃってる様にとっても良いことかなと思うんですけど、以前は学校間格差というか、その辺のところも全体に上がっているという認識で

よろしいでしょうか。

（事務局 A）

学校間格差と言いますとですね、令和5年度につきましては、いじめの認知件数が小学校になりますけれども、20件以下の学校が12校ありました。中学校は11校になります。ただ、すみません、令和5年度です、今お伝えしたのは令和5年度の数値です。令和6年度になりまして、今申し上げました20件以下の学校が小学校は7校、中学校は2校になっておりますので、全体的にグッと認知件数が上がったイメージになります。それを格差が少し縮まったというふうにも捉えることができるのかなというふうに思います。

（会長）

はい、C委員、更に追加のご質問とかなんかご意見あれば。

（C委員）

上がってること自体は良いことだと思いますし、それから先程おっしゃったように異動した後またその担当の方が広めていただくといいというふうな、全体として浸透していくというふうな試みと、多分以前は上がってないところに研修に行かれたりというふうに、児童生徒課がテコ入れされたかなと思いますので、その辺り花火になって沈んでいかないように継続してお願いできたらなと思います。

（会長）

はい。

（事務局 A）

はい、ありがとうございます。

（会長）

はい、B委員お願いします。

（B委員）

はい、他の委員がおっしゃったことは重ならないようにということで、2つございます。一つは、「保護者からの訴え」が非常に多いところを、どう考えるのかというのは、私はこれは、良い面もあると思うし、やっぱり「保護者から言われちゃうと強烈になるよな」みたいなところもあって、そこがこの市の難しさというか、今後どうしていくかというのは、良い面も含めて考えていくことが大事なのかなというふうに感想として持ちました。それが1点です。それからもう一つは、やはり認知した学校が増えて、100%になっていった良かったなというふうに思うのと、20件以下が今教えてくださったように、数値が減っていていますので、それも、事務局の方の丁寧な対応があつてのことだと思うので、やはり良かったなというふうに思います。東京都教育委員会が作成した「いじめ総合対策」の第3次は、確か先月出たばかりですね。先月のやつ、もうやってはるんやと。私は2次は持っているのですが、3次はまだあんな膨大な量、ようプリントアウトせんわとかと思いつつ、まだ2次の方を活用しております。私も今いろんなところの中学とか小学校とか高校とかで、このいじめの事例検討会を主にして、研修させていただいてるんですけども、東京都のこの「いじめ総合対策」の中から出してくる事例と、もう一つ、この4月に教育庁の教育振興室高校課の方が出した、「初期対応の手引き」という冊子が出て、これはポイント5つだけで、「まず1週間以内にこれを目途にやろうね」という考えによる対応が中心になっており、チェックリストも入っていて、さらに4ケースの例題も記載されています。そのケースを研修でやってもらうとですね、確かに、すごく法律の理解も進んできていると思いますし、認知度というか、先生方の感受性というか、そこも上がってきてるなというのは実感しているんですが、その一方で、気付いたらすぐに動くとか、すぐに対策とか対応とか、手立てに動く対応策を考えられることが多い。すぐに動くのではなくて、その間に、見立てとか、アセスメントがないと、気付いたからといってすぐに対策すると何か振り返りに遭ってしまったとか、何かなかなかアセスメントとか、起こってる状況の理解とか、被害を訴えてきている子どもや加害と言われている子どもの理解とか、あるいは、その背景ですね。保護者とか家とか、その辺をどう見立てるのかっていうところが十分でないと感じます。事案が生じたとき、先生方の話聞いていると、すごい情報の認知度は上がってるので、いろんな情報を持ってもらえるんですが、その意味付けやその状況の理解・アセスメントがまだ十分とは言えないんだなということを感じています。アセスメントを行うことは難しいですけど、アセスメントというよりは、ちょっと組み立てていくというような、フォーミュレートしていくみたいな感覚が重要だと思います。一つの事案について第一ステージとして認知はできたので、それをすぐに動くのではなくて、そのもう一つワンクッションの見立てるといって、理解するというアセスメント、フォーミュレートですね、そこが次のステージとして、上手くいくと、更にこの認知度が上がっていったことの中身が充実していくのではないかなと思いました。以上です。

（事務局 A）

はい、ありがとうございます。まず1点目のご質問に関しましては、おっしゃるように良い面悪い面、色々な切り口で取り組んで行けると思うんですけども、良い面としましては、家で子どもと保護者が話してるのかなというところは、やはり感じる場所でもあります。話さなければ親もちろん訴えもして来られないと思いますし、気づきもしないのかなというところが一つあります。また、悪いと言いますか、加害というふうに強いて言うならばですね、親に依存していないかなというところは一つあるのかなと。やはり小学校低学年、中学年、やはり自分の気持ちを、やはり上手く言語化できないお子さんにつきましては仕方ない部分もあるのかもしれませんが、やはりそういうふうにならずずっと頼りっぱなしで、中学校3年生になってもとかいうところは、ちょっと違うのかなというふうには感じてはおります。もちろんグラフから見ていただきます通り、小学校、中学校と保護者からの訴えの割合は減ってる場所がありますので、そういったところも一つ結果としては感じる部分かなと考えられます。

（B 委員）

何件かのいじめ事案に関わる中で感じるのは、確かに保護者と子どもが話しができてるとするのは、大切なことだと思いますが、一方で、話をすることが子どもの何て言うんでしょうか、逃げとか誤魔化しとか、その学校でいかに自分がひどい目に遭っているかって言う話しをすると、親は自分に興味を持って「今日の学校はどうやった」とか、いつもやったら、「ちょっと洗濯もんたたみ」とか、何かそういう用事言いつけられるのが、「いじめられてる」、「こんなひどい事を言われた」とか言うと、保護者がすごく自分のことを気にしてくれている、あるいは、いつもやったら「今日のテストは何点やったん？」というのを、何か今学校で自分が辛い状況にあるということを言うと、保護者がそっちの方に興味がいくというような、話を親子がしているということで、上手く行くこともあるんですけど、無意識のうちに、それを使って結局本来の問題から目が逸らされてるところがある、そういう場合もあるのではないかと思います。最近そのように感じるケースが続いたので、意地悪な面がちょっとございますけれども、話ができているということの良い面と、そうじゃない面は裏表だという意識も大事かなと思います。それが意味づけということだと思うんですね。そういうのも、今、事務局 A の話からふと思いましたので、申し上げます。

（会長）

はい。

（事務局 A）

はい、ありがとうございます。

（会長）

2点目について、どうぞ。

（事務局 A）

2点目は、いただきました「初期対応の手引き」とか確認させていただきました、やはりご助言いただきましたとおり、認知するだけではなく次のステージにつなげられるように進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

（会長）

はい、これで委員のみなさんのご意見は一巡しましたけども、改めて発言されたい方いらっしゃったらお願いしたいんですけど、いいですか。それでは私の方から。保護者からのいじめの訴えの内容と、もう一方で子どもが訴えている内容とが一致していない、ずれが生じている場合がありますね。先程B委員が言われたように、子どもから喋ってることと、親が感情的になって言ってること、その辺がずれてるのもあります。よく初期対応で拗れるのは「聴き取りの仕方」で揉めてることが多いです。つまり、学校側から「威圧的な聴き取りをされた」、「聴き取りの段階で指導を入れられた」、そういう感情的な不満があって、そこから紛糾して、場合によっては重大事態という問題になっていくこともあるわけです。拗れれば決めるほどそうなる確率が高くなります。一方で、豊中では「聴き取りの段階でのトラブル」というのが、学校現場から上がって来てないのでしょうか。要するに23条2項に「事実関係の調査をする」とあるんです。事実関係の調査の仕方でのトラブルとか問題というのは上がってませんか。私はそういうトラブルに随分関わってるもんですから、ちょっとお聞きしたいと思ひまして。

（事務局 A）

様々なケースがあるんですけども、一つ性事案にフォーカスしますと、例えば被害に遭われてるお子さんが

女子児童であった場合、聴き取る教員が男性の担任であるとか、そういったところでやはり「聴き取り方」もそうなんですけれども、「聴き取る人」についても課題があるんじゃないかというところは多々把握はしております。

（会長）

そうですか。威圧的な聴き取りだとか、脅迫的だとか、あるいは、指導と一緒に入っちゃったっていうことでの問題は、とりあえずはまだ豊中ではないんですか。

（事務局 A）

あります。

（会長）

ありますか。

（事務局 B）

そういうふうな指摘は入ってます。実際、今年度入ってから中学校 1 校と小学校 1 校から「初期対応についての研修をして下さい」と依頼が入ってます。その背景にはおっしゃっていただいたように、聴き取りの際によくある「決め付け」、「もうやったに違いない」ということでの決め付け、そこから聴き取りなどに指導に切り替わる。子どもからすると、実際「自分の話しは全く聴いてもらえてない」という認識を持って家に帰って保護者の方がそれを聞いてというパターンが何件かあります。あと、もう一つあるのが、これは偏見かも知れないんですけれども、着任というのか新任の方が、保護者の方とか子どもと対応する時にこちらが「常識的に分かるだろう」ということを欠落してしまって、学校への不安と信頼できないという気持ちを高めてしまう。でも、着任されて 2～3 年目の先生方はそれを気付いてないので、何故そんなふう子どもと保護者が対応を急に変わるのかということに気付かない。そこで学校の方も保護者や子どもをちょっと敵視するような図式になってしまうというのが見られるかなと思います。特に研修の依頼のあった中学校 1 校、小学校 1 校については実際そういうことが起こっていて、管理職が話しを聞くと「それは当然そうなるでしょう」というふうな形でこれは緊急的に研修をして、全体でそういう注意をしていくという組織の体制を作らないとしんどいということで、いじめ対応を始める前の段階の注意が必要な状況にもなりつつあるのかなと認識しています。

（会長）

はい、ありがとうございます。実は、聴き取りの仕方を含めたところでトラブルになっていった時に、更に親御さんが強く主張するのは「聴き取りをした教師の行動は、これは不適切指導にあたるのではないか」ということです。2 年半前に改訂された「生徒指導提要」の 105 ページに、「教師による不適切指導」の例示が 7 つあがっています。「大声で怒鳴る」、「威圧的な態度で指導する」とか、「思い込みで指導する」といった例示があります。教師による聴き取りの態度や方法が「この不適切指導に該当する、だから教員を懲戒処分しろ」とかなり強く迫ることが増えつつあります。総合的に見て、全国各地で教員に対する処罰感情が非常に厳しくなっているというのが、私の実感です。冒頭で述べた、被害者側による加害者側に対する処罰感情の厳しさと連動しているように思えます。先ほどのご意見の中にもあったのですが、保護者が「もう、この教師は信用できない」とか「自分たちのことを分かってくれない人だ」と、一気にトラブルになっていくことが増えつつあります。教師のみなさんにとっては、相当に神経を使うような作業なので、その場面に立ち会った時には緊張すると思いますし、かなり酷なことではないかと同情したい気持ちが、私にはあります。ただ、もともと、このいじめ法は、学校や教師に「およそできないこと」までの責務を課していること自体が問題だと思いますが。もう一つ、事務局 EB が言われたように、信頼関係が築けないと思った時に、「ふっ」と切られていくっていうのが非常に増えている感じがするんですね、全国的に。このところが、いじめの調査をしていく場合でも人間関係が築けない状態の中でいくと、聴き取りすらも不可能になっていって、更に拗れていくということがあります。ただこれはなかなか難しいところで、コミュニケーションをどういう形で取れるかといった時に、その相手の方と普通にコミュニケーションを取ることができれば問題ないと思うんですが、それぞれの人の個性というののもあって、また相手の方のパーソナリティもあって、そう簡単に行かない部分があります。加えて、いじめというのはどうしてもマイナス情報なんで、子どもが良い事やっていて学校で褒められるとか、そういう形のコミュニケーションを取ると訳が違うので、この辺のところというのは、難しい時代になってるかなとは思っているんですが。先ほども言ったように、いじめに関する初期対応の部分について、いろいろな形の物もあるので、そういう物も使いながら、改善を図って行くというのも大事なことなんだろうと、つくづく思います。では、以上のところで一つ目の議題については、終わらせていただく形でよろしいでしょうか。